

関係者各位

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

高齢者施設等（通所・訪問系を含む）の職員等を対象とした
新型コロナウイルス感染症に係る検査事業について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、平素より格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 9 月 8 日に『With コロナに向けた政策の考え方』が国において決定され、新たな行動制限を行わず、重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針が示されました。

このことを踏まえ、令和 4 年 1 0 月 2 6 日（水）から通所系・訪問系事業所等の従事者及び新規通所者を対象に一斉・定期的な抗原定性検査を行うこととします。

皆様におかれましては、積極的に本事業を活用いただき、事業所内感染対策の一層の強化に努めていただきますようお願いいたします。

- 1 対象施設 福岡県内（北九州市、福岡市、久留米市を除く）に所在する通所系・訪問系の事業所及び障がい者支援施設等。
- 2 対象者 利用者と接する業務に従事する職員（利用者と接する可能性のある職員を幅広く対象とし、資格や職種、雇用形態等（正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣職員等）は問わない。）及び新規通所者（利用開始時に 1 回）。
- 3 受付期間 令和 4 年 1 0 月 2 6 日（水）9 時から令和 5 年 3 月下旬まで。
なお、感染状況等に応じて短縮または延長を行うことがあります。
※検査キットの配送時期については 1 1 月上旬予定。
- 4 検査方法等 抗原定性検査を週 2 回（月 8 回上限）。
ただし、新規通所者は利用開始時に 1 回限り。
- 5 その他 申込方法等については、別紙に記載していますので必ずご参照ください。

Q1. 本事業を実施する目的は何ですか。

A1. 高齢者施設や障がい者支援施設等（通所・訪問系を含む）の利用者は、新型コロナウイルスに感染した場合、特に重症化リスクが高く、施設内感染対策の強化が重要となります。

このため、これらの方と接する可能性がある職員を幅広く対象として、一斉・定期的（※）に新型コロナウイルスの検査を実施するものです。

※ 本事業は、検査時点において、施設の職員が感染しているかどうかを確認するために実施するものであり、可能な限りすべての職員が一斉に検査を受けるようにしてください。

Q2. 本事業の詳細がわかる資料はありますか。

A2. 以下の県ホームページに「福岡県高齢者施設等の職員に対する新型コロナウイルス検査の実施手順書」（黄色の表紙）を掲載しております。必ずご確認ください。

高齢者施設等の職員を対象とした新型コロナ検査の実施について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koureisishisetu-syokuin-corona-kensa2.html>

Q3. 抗原定性検査はどのように申込みを行えばよいですか。

A3. 以下のQRコードを読み込んでいただき、申込みをお願いします。



(QRコード)

また、県ホームページの「福岡県高齢者施設等の職員に対する新型コロナウイルス検査の実施手順書」もご参照ください。

Q4. 抗原定性検査はどのように使用するのですか。

A4. **検体採取は医療従事者の管理下**で検体採取（鼻腔ぬぐい液）から検査結果の判定まで職員本人及び通所者本人が実施します。

検体採取から検査結果の判定までの実施方法は、県ホームページの「福岡県高齢者施設等の職員に対する新型コロナウイルス検査マニュアル」に掲載しておりますので、必ずご参照ください。

ただし、医療従事者が常駐しない施設にあってはあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で行うこととなります。このため、施設長や事務長等、研修資料を用いて自施設で研修を受講してください。

※ このガイドラインは、職場において軽症状者向けに検査をする場合の資料であり、本事業においては、連携医療機関の確保や施設内マニュアルの作成は必須ではありません。

【研修資料】

- ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン (<https://www.mhlw.go.jp/content/000798073.pdf>)
- ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン <理解度確認テスト> (<https://www.mhlw.go.jp/content/000798074.pdf>)

Q5. PCR検査の申込みはできないのですか。

A5. 検査当日に結果が判明し、感染者の早期発見・感染者の隔離等の早期対応が可能であるため、当該事業における検査方法は、抗原定性検査になります。PCR検査は申込みできません。

Q6. 申込みは週単位ですか。月単位ですか。

A6. 申込みは月単位となります。希望される職員数 × 月8回分を上限 + 予定新規通所者数の申込みをお願いいたします。（同一月に複数回、申し込むことはできません。）

Q7. 抗原定性検査で陽性であった場合、どのようにすればよいですか。

A7. 陽性反応が出たことをもって、陽性者であることを確定するものではありません。

管轄の保健福祉（環境）事務所もしくは、診療・検査医療機関（※）に連絡し、確定診断を受けるようお願いいたします。

また、検査結果が出るまでの間、施設管理者等の指示の下、自宅待機等をお願いいたします。

※県のホームページ『発熱等の症状がある場合の相談・受診方法

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jushin.html#c>)』から診療・検査医療機関を確認し、「陽性疑い患者の確定診断（※3）」欄に○とされている医療機関に事前連絡してください。

Q8. 抗原定性検査で陰性であった場合の留意事項はありますか。

A8. 検体中のウイルス量が少ない場合、感染していても結果が「陰性」になることがあります。このため、引き続き感染予防の徹底をお願いいたします。

Q9. 抗原定性検査を職員の家族に使用してもいいですか。

A9. 本事業は、高齢者施設及び障がい者支援施設（通所・訪問系を含む）の職員等に対する検査となっています。対象ではない方への検査に使用することはできません。また、有症状者や濃厚接触者への待機期間短縮に係る検査目的での使用もできません。
なお、抗原定性検査キットを転売することもできません。

Q10. ワクチンを接種すれば、抗原定性検査で陽性になりますか。

A10. 新型コロナウイルスワクチンは、ウイルスのタンパク質をつくるもとなる情報の一部を注射することで、ウイルスに対する免疫を作り出しています。ウイルス自体を体内に投与してはいませんので、接種をすることで抗原定性検査が陽性になることはないこととされています。

Q11. 申込みについて不明な点はどちらに問い合わせればよいですか。

A11. まずは、県ホームページの「福岡県高齢者施設等の職員に対する新型コロナウイルス検査の実施手順書」をご参照ください。

さらにご不明な点がある場合は、以下の問合せ窓口（委託先：ヤマト運輸株式会社）にお問い合わせください。なお、問合せ窓口は令和4年10月26日（水）に開設されます。

070-7042-8418 ※9時から17時。（土・日曜日、祝日を除く。）